

○武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議設置要綱

平成23年11月14日 要綱第180号

改正

平成24年10月1日 要綱第231号

武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** 武蔵野市の地域において地震その他の災害の予防対策並びに応急及び復旧対策並びに震災復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産における安全を確保する体制を総合的に検討し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する市町村地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の策定を推進するため、武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所管事項)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域防災計画策定の推進に関すること。
- (2) 地域防災計画に関係する部課への連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域防災計画策定を推進するために市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 推進会議は、副市長の職にある者及び武蔵野市災害対策本部条例施行規則(昭和39年12月武蔵野市規則第36号)第6条に規定する本部員をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

2 前項に掲げる者のほか、市長は、前条に掲げる事項を協議及び検討するため必要と認める者を任命し、又は委嘱することができる。

(議長及び副議長)

**第4条** 推進会議に議長及び副議長各1人を置き、議長は防災安全部を担任する副市長の職にある者をもって充て、副議長は防災安全部を担任する副市長以外の副市長の職にある者をもって充てる。

2 議長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて議長が招集する。

2 推進会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

**第6条** 推進会議は、会議に必要な資料の作成その他推進会議の補佐をするため、推進会議にワーキングチームを置くことができる。

2 推進会議は、ワーキングチームに課題別部会を設けることができる。

(事務局)

**第7条** 推進会議の事務局は、防災安全部防災課に置く。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

#### 付 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

#### 付 則 (平成24年10月1日要綱第231号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。